

令和2年4月2日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領の改訂及び調査の進捗状況
(令和2年3月末時点) について (事務連絡)

ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

さて、各都道府県・政令市におかれては、平成30年11月にお示した「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領 (初版)」に基づき、自ら及び所管する市区町村 (出先機関等含む。) が保有・管理する施設等から排出されうる PCB 含有塗膜の調査を実施していただいているところです。今般、下記のとおり、ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領の改訂を行ったためお知らせするとともに、令和2年3月末時点の進捗状況について情報提供に御協力いただくようお願いいたします。

記

1. ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領の改訂について (お知らせ)

令和元年12月、無害化処理認定制度の対象となる PCB 廃棄物に 5,000mg/kg を超え 100,000mg/kg 以下の PCB 含有塗膜等を追加する制度改正を措置したことで、廃棄後の PCB 含有塗膜の大部分は低濃度 PCB 廃棄物に該当すると考えられるため、調査対象として明確に位置付ける必要があります。また、「ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について (通知)」 (環循規発第 1910112 号・環循施発第 1910111 号) 及び「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について (通知)」 (環循規発第 1910114 号・環循施発第 1910113 号) により、調査における技術的課題への対応方法についても明確化したことから、これらについても調査方法に位置付けることとしました。その他、PCB 含有塗膜の発見事例、タンクに係るモデル調査の結果等についても調査実施要領に盛り込むため、「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領 (初版)」を改訂し、別添 1 「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領 (第 2 版)」 (調査要領 (第 2 版)) としてお示しします。

なお、国の各省庁（地方支分部局等）からは、都道府県・政令市の関係部局（平成30年度に実施要領（初版）を提供した部局）へ別添1（調査要領（第2版））を提供するとともに、当該関係部局において引き続き産業廃棄物行政主管部局と連携して調査を実施していただきたい旨当該関係部局へ周知されておりますので御承知置きください。

2. 調査進捗状況（令和2年3月末時点）の情報提供について（協力依頼）

平成31年3月末時点に引き続き、別添1（調査要領（第2版））では令和2年3月末以降、毎年3月末を更新時点としています。今回は令和2年3月末時点の進捗状況について、以下のとおり、弊省への情報提供に御協力いただければ幸いです。

- ① 都道府県・政令市（所管する市区町村及び出先機関等含む。）が自ら保有・管理する施設等のPCB含有塗膜の令和2年3月末時点の調査結果について、以下のとおり、各施設等を管理する部局の情報の取りまとめをお願いします。なお、国の各省庁（地方支分部局等）から都道府県・政令市の関係部局に対しては、以下の要領で更新作業をしていただくよう連絡されております。

（ア）平成31年3月末時点の情報を弊省に御提供いただいた都道府県・政令市におかれては、弊省にてエクセルデータで整理したファイル（統合版ファイル）を別途個別に送付させていただきますので、当該統合版ファイルに記載のある部局へ共有ください。その後、当該部局において行う更新作業の結果を当該統合版ファイルに反映いただくようお願いいたします。また、今回新たな部局が調査結果を整理する場合は、当該部局が進捗整理票（別添3）に情報を記載し産業廃棄物行政主管部局へ提出されますので、これも統合版ファイルに追加してください。

（イ）今回から初めて弊省へ情報提供いただく都道府県・政令市におかれては、各施設等を管理する部局が進捗整理票（別添3）に記載する情報を、産業廃棄物行政主管部局が進捗整理票（別添2）に取りまとめていただくようお願いいたします。

- ② 民間事業者が所有する調査対象船舶（別途、船籍港又は定係港を所管する都道府県・政令市へ送付したリストに掲載されている船舶）に係るPCB含有塗膜の令和2年3月末時点の調査結果について、以下のとおり取りまとめをお願いします。

（ア）平成31年3月末時点の情報を弊省に御提供いただいた都道府県・政令市におかれては、統合版ファイルの「船舶」シートに記載された情報について、令和2年3月末時点の状況を各民間事業者へ確認の上、更新作業（時点修正、調査結果の追加等）をお願いします。また、新たに民間事業者から返送された調査票があれば「船舶」シートに追記をお願いします。

（イ）今回から初めて情報提供いただく都道府県・政令市におかれては、民間事

業者から返送された調査票の情報を進捗整理票（別添2）の「船舶」シートに取りまとめいただくようお願いします。

- ③ 平成31年3月末時点の情報を弊省に御提供いただいた都道府県・政令市におかれては更新作業後の統合版ファイルを、今回から初めて情報提供いただける都道府県・政令市におかれては取りまとめ後の進捗整理票（別添2）を【令和2年6月30日（火）中】に以下まで御提供いただければ幸いです。

【提出先】

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団（環境省委託先）

担当：山口・弘末

メールアドレス：yamaguchi-o@sanpainet.or.jp

hirosue-k@sanpainet.or.jp

電話番号：03-4355-0157

3. 別添資料

別添1：ポリ塩化ビフェニル含有塗膜 調査実施要領（第2版）

別添2：ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査 進捗整理表（都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部局用）

別添3：ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査 進捗整理表（都道府県・政令市調査対象施設等管理部局用）

別添4：調査結果の更新作業に係る補足事項

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：水嶋

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp